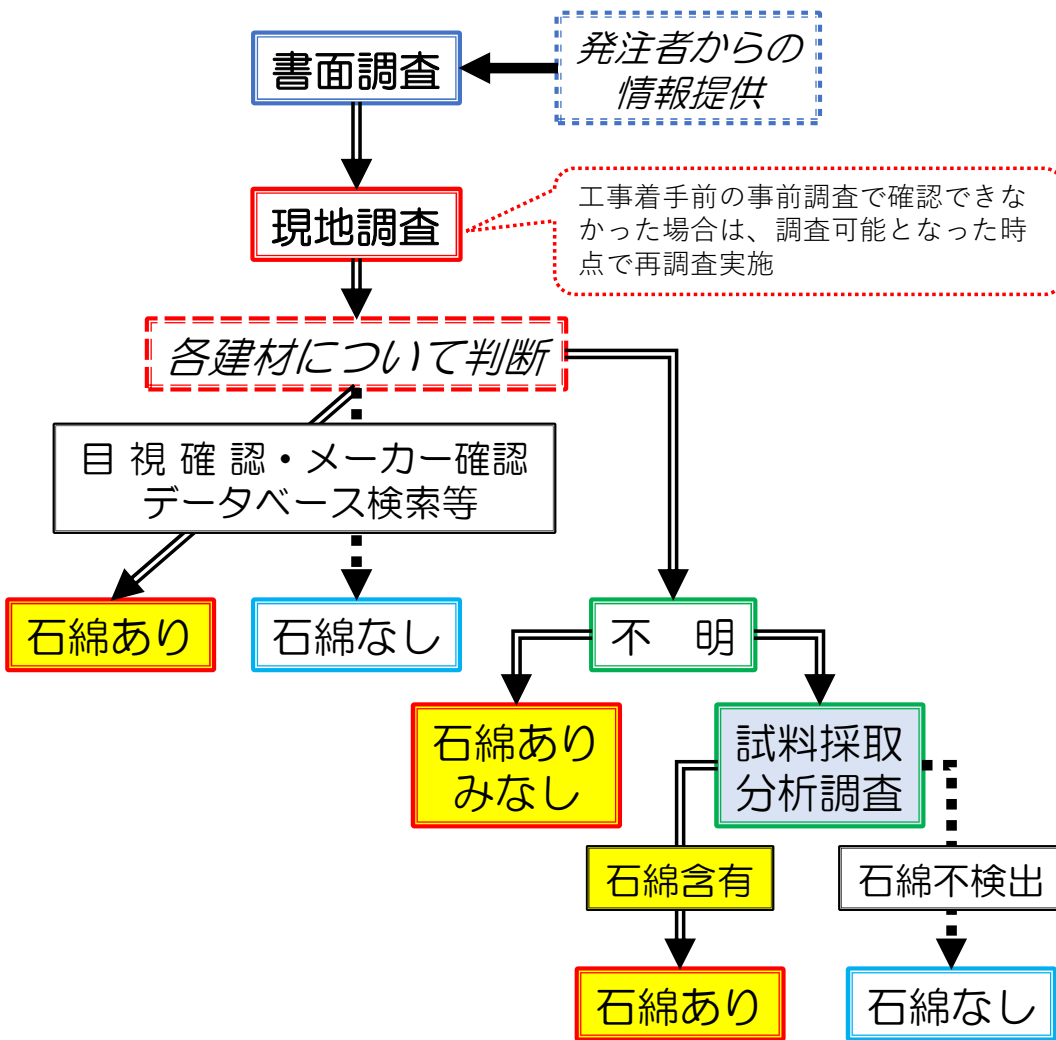


石綿有無に関する事前調査の実施方法について

手順・方法



注意点・備考

- 【事前調査全般】
- ☞ **建物の建築時期、規模にかかわらず全ての建物について、解体等工事を行う場合は、事前調査が必要**（工作物は省令で指定されたものが対象）
 - ☞ **令和5年10月からは建築物石綿含有建材調査者等の有資格者による事前調査が義務付けされる**
 - ☞ 竣工時期等の書面確認のみであれば資格要件なし
- 【書面・現地調査について】
- ☞ **原則として書面調査と現地での目視調査は必ず実施する**
 - ☞ 事前調査対象の建築物等の設置時期等を設計図書等で確認する
※平成18年（2006）9月1日以降に着工した建築物の場合は書面調査のみでOK
 - ☞ 設計図書等で石綿含有建材の使用箇所等の把握を行う
 - ☞ 発注者等が過去に行った調査結果を元請業者が活用することはOK
 - ☞ **過去の調査結果のみで石綿含有建材の有無を判断することはNG**
 - ☞ **書面調査のみで事前調査を終了することは絶対にNG！！**
 - ☞ **設計図書等の関連書類がない場合でも現地調査は必ず行う**
 - ☞ **現地調査ができなかった箇所は必ず書面に記録し、調査可能となった時点で再調査が必要**
- 【石綿含有有無の判断方法について】
- ☞ 建材の裏面等に不燃番号や型番が記載されていればメーカーHPや国交省「石綿（アスベスト）含有建材データベース」と照合する方法あり
 - ☞ **※注 データベースで“該当なし”であっても「石綿なし」とは判断しないこと**
 - ☞ 石綿含有が不明な場合は「石綿ありみなし」又は「分析調査」にて含有有無を判断する
 - ☞ **「石綿なしみなし」をすることは絶対にNG！！**